

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 ｷﾀﾞﾙ 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

2009年 4 月号 (Vol. 80)

不況への対応： ①融資の活用

最近の国際的な金融不安、景況悪化などの影響により、売上や利益が減少している中小企業に対する信用保証協会の保証付き融資制度が設けられています。対象となる企業は以下の通りです。

- ①指定される業種を営んでいること（760業種が対象。詳細は中小企業庁のホームページ参照）
- ②「売上の減少」または「原価率の増加」、「利益率の減少」のいずれかの状況であること
「売上の減少」は、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比マイナス3%以上である状態。
「原価率の増加」は、仕入原価等が20%以上上昇しているのに販売価格に転嫁できていない状態。
「利益率の減少」は、最近3ヶ月間の粗利益率または営業利益率が前年同期比マイナス3%以上である状態。

条件を満たす場合には、一般保証とは別枠、無担保・無保証で8,000万円までの融資がこの制度の対象となります。この制度の一番の特徴は、信用保証協会が100%の保証をし、金融機関はリスクを負わないという点です（通常は責任共有制度とって、信用保証協会の保証付き融資であっても金融機関は20%の責任を持ちます）。金融機関はリスクを負いませんから、これまでなら厳しくならざるをえなかった融資の審査が変わる可能性があります。

不況への対応： ②助成金の活用

雇用情勢の悪化をうけて、中小企業に対する雇用支援策の一つとして昨年12月に「中小企業緊急雇用安定助成金」が創設されています。概要は以下の通りです。

企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練、出向させた場合に、その手当や賃金の一部を助成するものです。助成金の対象となるのは次の要件を満たす場合です。

- ①最近3ヶ月の売上高、生産量等がその直前3ヶ月または前年同期と比べて減少している。
- ②前期決算等の経常利益が赤字である。

従業員を休業させた場合には、休業手当の5分の4（上限あり）、従業員を出向させた場合も出向元で負担した賃金の5分の4が助成されます。

こうした政府支援策を積極的に活用しながら常に会社の業績を向上させる方策を探り、なんとかしてでもこの厳しい経済環境をのりきるようがんばっていきましょう！

昨今の厳しい経済環境の中で、社員や取引業者、あるいは一番身近な家族にどんな接し方ができるか、経営者としての人間力が問われているように思います。自分がつらいときこそ平常心を持ち、他の人に思いやりをもって誠実に対応できる、そんな人間になりたいと思います。

今月から「Monthly News Letter」のタイトルを「ふたば便り」に変えました。これまで同様、よろしく願いいたします。（や）

